

人生１００年時代を見据えた 小平市社会教育委員の在り方 －全員参加型社会の構築を目指して－



令和２年３月

小平市社会教育委員の会議

平成３０・３１（令和元）年度 自主研究報告書

目次

はじめに	1
第1章 小平市における社会教育委員の活動	2
1 社会教育委員の職務	2
(1) 小平市社会教育委員の会議	3
(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会	4
(3) 関東甲信越静社会教育研究大会	5
(4) 視察研修	5
(5) 自主研究の事例	6
(6) 過去の答申、提言、報告書	6
(7) 委員個人の地域での活動例	8
2 社会教育関連法令	9
(1) 社会教育法（抄）	9
(2) 文部科学省令（抄）	9
(3) 小平市社会教育委員条例	10
(4) 小平市社会教育委員条例施行規則（抄）	10
第2章 アクティブに地域参加しないシニア層の理解のために	11
1 地域デビューのきっかけ	12
2 経験とスキルを生かすための情報の収集	12
3 アクティブ・シニアの社会参加 ～小平市の事例から～	13
4 アクティブ・シニアの社会参加の促進	14
おわりに	15
【資料】小平市社会教育委員の会議 自主研究審議経過	16
○平成30・31（令和元）年度社会教育委員名簿	16

はじめに

社会教育委員は都道府県、市町村のほとんどの教育委員会に設置されていますが、その役割などをご存じの方は必ずしも多くはありません。

この制度は住民の学習・文化・スポーツ等の教育ニーズを行政施策に反映することを目的に設置されており、その主な職務は「社会教育に関する諸計画を立案すること」「教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること」等があげられます。「人生 100 年時代」に突入し、その生活を送っていくうえで最も長い時間を過ごす場所である地域社会を取り巻く環境を整備することがその職務に含まれていることがわかります。小平市では学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者から委員が選ばれ、上記の職務を遂行するために日頃から自主研究を行っています。

新任の時を思い起こすと当初は職務がどのようなものなのかイメージし辛かったというのが正直なところです。そこで、平成 30 年度～31（令和元）年度の報告書では、これまでの活動を振り返り、委員の職務を第 1 章に具体的に例示することで職務内容を分かりやすく伝えられるように致しました。新任委員の研修資料としても利用が可能です。

人口減少社会の下、持続可能な地域社会づくりを進めていく上で重要となるのはアクティブ・シニア層の社会参加を促進する取組と考えられます。しかしながら東京都福祉保健局の「福祉保健基礎調査『高齢者の生活実態』平成 27 年度」によれば、高齢者（65 歳以上）の 45.9%が「（社会参加に関する）活動はしていない」と回答しています。第 2 章ではこの問題についてインタビューも交えて掘り下げることとしました。

本報告書が「人生 100 年時代」に対して小平市がどう取り組んで行くのかの議論のきっかけとなれば幸いです。

第1章 小平市における社会教育委員の活動

1 社会教育委員の職務

社会教育委員の職務は、社会教育法第17条に規定されているが、これを職務の性格によって典型的に整理してみると次のようになる。

- 社会教育に関する諸計画を立案すること（同条第1項第1号）
- 教育委員会の諮問に応じて意見を述べること、すなわち諮問に対し答申すること（同条第1項第2号）、
- これらの職務を行うために必要な研究調査を行うこと（同条第1項第3号）、
- 市町村の社会教育委員に限られるが、当該教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し助言と指導を与えることができること（同条第3項）とされている。

このような職務をもつ社会教育委員の制度の趣旨は、地域住民の民意を社会教育行政に反映させるためということである。地域住民が社会教育行政に対してどんな意見をもっているのか、それらを教育委員会に具申するための制度である。また、教育委員会の行う社会教育行政施策に対して、それを正しく、かつ十分に地域住民に対して伝達する役割をもっているということである。いわば、社会教育行政における地域住民と教育委員会とのパイプ役であり、教育委員会に対する社会教育のご意見番であるということもできる。

なお、これらの法定職務に対して、当然に付随関連した活動がなされなければならない。

その1は**地域住民に対する対応についての活動**である。地域住民の社会教育についての声を教育委員会に届けるという場合、その声や意見を正しく、かつ十分に把握することが必要である。

その2は**社会教育基盤の整備を推進すること**である。教育委員会に対する答申もその重要な一つであるが、諮問のない場合においても、必要と認める場合は、社会教育委員は教育委員会の会議に出席して意見を述べることができる。

その3は**関連行政活動ないし関連民間活動の連絡調整の橋渡しとなる**ということである。たとえば、社会教育の振興に関する当該自治体の理事者、議会、その他、他行政機関との仲介役を買って出ることである。

その4は**ボランティアとしての個人的な社会教育活動の推進**である。社会教育委員としての法的な職務活動と、個人的なボランティア活動の裏づけがあって始めて実績を収めることができるのである。

その5は**社会教育委員の調査研究活動**である。この点は社会教育法にもその職務として規定されているが、教育委員会としてもその必要経費を予算に計上するとともに社会教育委員自らもその研修や学習がなされなければ、これからの社会教育の振興の方策を立案すること、その実現方法を教育委員会に述べる（具申する）ことはできないと思われる。

(1) 小平市社会教育委員の会議

社会教育委員の会議は年間6回の定例会が行われ、教育委員会における社会教育に関して、審議が行われている（会議の回数は自治体によって異なる）。

定例会として行われる社会教育委員の会議の例として、平成31年度第1回の会議次第を以下に示す。会議では教育長はじめ教育委員会事務局職員が出席し、次第に従い議事や意見交換、事務連絡が行われる。

平成31年度第1回小平市社会教育委員の会議（次第の例として）

平成31年4月18日（木）小平市役所6階601会議室

●議題

- (1) 平成31年度小平市社会教育委員の会議等の開催日程
- (2) 平成31年度東京都市町村社会教育委員連絡協議会定期総会
- (3) 平成31年度小平市社会教育関係団体に対する補助金交付

●事務局報告

【教育部】

- (1) 平成31年度各課・館事業概要等（地域学習支援課、公民館、図書館）

【地域学習支援課】

- (1) 第15回小平よさこいスクールダンスフェスティバル in2019（結果報告）
- (2) 第12回多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル（結果報告）
- (3) 平成30年度 青少年リーダー養成講座（結果報告）
- (4) 平成31年度 青少年リーダー養成講座

【公民館】

- (1) 第31回小平市公民館九館会まつり（結果報告）
- (2) 平成30年度公民館主催講座学習成果発表展（結果報告）
- (3) 平成30年度タイムリー講演会（結果報告）
- (4) 平成31年度5月開催公民館まつり

【図書館】

- (1) 図書館 親子スペシャルデー
- (2) 平成31年度 こだいら子ども読書月間
- (3) 小平市立図書館の休館について
- (4) 小学生向けプログラミングワークショップ
ロボット「こくり」を動かしてあげよう！

(2) 東京都市町村社会教育委員連絡協議会

東京都市町村社会教育委員連絡協議会は、社会教育の振興を図り、その充実を期するため、会員相互の連携を密にし、あわせて会員相互の資質向上を目的として、都内市町村の社会教育委員で組織されたものである。

市町村を五つのブロックに分け、小平市は東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市の四市の社会教育委員とともに、第四ブロックに所属し、輪番で幹事市を担当する。

(24 年度会長市：稲城)

定期総会・全体研修会 4月21日(土)(多摩)

交流大会 12月1日(土)(稲城)・理事会(議長)年2回(稲城)

役員会・拡大役員会(ブロック幹事市議長)年5回

第4ブロック研修会 11月1日(木)(**幹事市：小平**)

(25 年度会長市：羽村)

定期総会・全体研修会 4月20日(土)(稲城)

交流大会 12月7日(土)(羽村)・理事会(議長)年2回(羽村)

第4ブロック研修会 11月1日(木)(幹事市：東久留米)

(26 年度会長市：あきる野)

定期総会・全体研修会 4月19日(土)(羽村)

交流大会 11月29日(土)(あきる野)・理事会(議長)年2回(あきる野)

第4ブロック研修会 10月20日(月)(幹事市：清瀬)

(27 年度会長市：西東京)

定期総会・全体研修会 4月18日(土)(あきる野)

交流大会 12月5日(土)(西東京)・理事会(議長)年2回(西東京)

第4ブロック研修会 10月2日(土)(幹事市：東村山)

(28 年度会長市：八王子)

定期総会・全体研修会 4月16日(土)(西東京)

交流大会 12月17日(土)(八王子)・理事会(議長)年2回(八王子)

第4ブロック研修会 10月22日(土)(幹事市：西東京)

(29 年度会長市：立川)

定期総会・全体研修会 4月22日(土)(八王子)

交流大会 12月2日(土)(立川)・理事会(議長)年2回(立川)

役員会・拡大役員会(ブロック幹事市議長)年4~5回

第4ブロック研修会 11月25日(土)(**幹事市：小平**)

「子どももおとなも主体的に学び参加するまちづくりをめざして」

なかまちテラス(仲町公民館・図書館)にて開催

※小平市が事例「公民館事業企画委員会に関わり見えてきたまちづくり」を発表

(30 年度会長市：武蔵野)

定期総会・全体研修会 4月21日(土)(立川)

交流大会 12月15日(土)(武蔵野)・理事会(議長)年2回(武蔵野)

第4ブロック研修会 10月6日(土)(幹事市：東久留米)

(元年度会長市：三鷹)

定期総会・全体研修会 4月20日(土)(三鷹)

交流大会 12月14日(土)(三鷹)・理事会(議長)年2回(三鷹)

第4ブロック研修会 10月7日(月)(幹事市：清瀬)

(3) 関東甲信越静社会教育研究大会

関東甲信越地方に静岡県を加えた地区の社会教育委員を対象とした、社会教育委員による研究大会が年に1回行われる。研究大会はシンポジウムや分科会などで現代的課題について学ぶ貴重な機会となっており、数年に1度全国大会があわせて行われる。

以下に、過去の大会テーマを示す。

(24年度) 10月24日(水)～26日(金) 山梨県甲府市

地域の絆を深め、活力を生む新しい社会教育を創る

(25年度) 11月14日(木)～15日(金) 栃木県日光市

地域住民の“地域参画力”(地域活動に主体的に参加・参画する力)を育み、社会参加・参画活動を促進するために～地域社会をデザインする社会教育委員の役割～

(26年度) 11月20日(木)～21日(金) 神奈川県鎌倉市

今、社会教育にできること、私たちにできること～地域社会に貢献する社会教育委員のすがた～

(27年度) 11月5日(木)～6日(金) 群馬県前橋市

たくましく生きる力を育む社会教育のあり方～温もりのある地域社会をめざして～

(28年度) 10月26日(木)～28日(金) 千葉県千葉市中央区

学び合い、支え合い、高め合う社会教育の創造

(29年度) 11月16日(木)～17日(金) 静岡県沼津市

社会教育で広げよう 人の和 地域の輪～未来へつながる地域をめざして～

第1分科会 学校・家庭・地域連携のあり方～心豊かな青少年を育むために～にて

小平市における地域連携の取組～青少年対策地区委員会の活動～について発表

(30年度) 11月15日(木)～16日(金) 長野県長野市

連携・協働による未来志向の社会教育のあり方を考える～持続可能な地域コミュニティを目指して～

(令和元年度) 11月7日(木)～8日(金) 埼玉県川越市

今、時代が変わる人が変わるそして社会が変わる！さあ動き出せ学びの先へ！

(4) 視察研修

(1泊2日・2年に1回 任期初年度)

8年度 とちぎ女性センター 『男女共同参画社会の実現を目指して』

10年度 静岡県掛川市「ねむの木学園」

11年度～13年度なし

14年度 千葉県木更津市「学校支援ボランティア」・千葉市「生涯学習センター・図書館」

15年度 東京都府中市「郷土の森博物館」「生涯学習センター」(日帰り)

16年度 静岡県三島市「生涯学習センター」

17年度 管内「地域子ども教室 にじいろひろば」

18年度 日立市教育委員会「生き生き百年塾」、

取手市NP0法人取手ぶるく「駄菓子屋よいこ」

19年度 東京田町「NEC社会貢献室」

20年度～令和元年度 未実施

(5) 自主研究の事例

定例会の後に自主研究の時間を取り、様々な社会教育上の課題について情報や意見を交換している。図は一例として社会教育が地域づくりのためにできることについてKJ法を利用して議論をした際の写真である。それぞれの委員が持ち寄った、地域づくりのためにできるアイデアを付箋に記し、議論しながら模造紙に貼りだしている。最終的に重要性を縦軸に、取り組み易さを横軸にして配置した。地域における重用性が高いほど上方向に、社会教育での取り組み易さが高いほど右方向に位置する。地域環境の整備については左上に位置することから重要性は高いが取り組むことが難しいと感じられるものが多いことが分かる。その一方でカフェを作る事は右上に位置し、取り組み易いと受け止められている。中央近くに位置する異世代交流の機会を増やす取組も、例えばカフェを作る事で解決できる可能性が示された。



社会教育が地域づくりのためにできることを重要性と取り組み易さの尺度で整理

このように社会教育委員は小平市における社会教育課題を研究し、その成果を以下(6)のとおり答申、提言や報告として取りまとめている。

(6) 過去の答申、提言、報告書

平成 6 年 2 月 「小平市における生涯学習を進めるために」(提言)

現在行われている各種の学級、講座等の一層の充実・普及を図り発展させることはもちろん、全市民的な立場を踏まえた上で、小平市特有の独自の生涯学習のあり方を検討すべきであるとの結論に達した。

平成 10 年 3 月 「生涯学習時代における学校開放のあり方について」(提言)

学校教育に支障を来さない併用型開放を指向するとした。

- 平成 11 年 9 月 「小平市の成人式の今後のあり方について」（答申）
事業の趣旨と参加者の意識のギャップが大きくなりつつある。参加者の減少傾向や他市の新たな取組も考慮し今後のあり方を検討した。
- 平成 12 年 3 月 「家庭教育 ―次世代を担う子どもたちを育むために―
社会教育は、家庭教育にどのようにかわれるか」（提言）
家庭の教育力を推進するための協議会の設置などを希望した。
- 平成 14 年 3 月 「心を育てる地域社会をめざして ―21☆こだいらの教育改革
アクションプランの更なる充実を―」（提言）
完全学校週五日制が本格稼働しようとしている現在、家庭・地域・学校の協力関係を大いに前進する好機であるとした。
- 平成 16 年 3 月 「地域社会の教育力を高めるために」（報告書）
委員一人一人が、その所属団体の現状、課題、展望などについて率直に提起してもらい、それらを考察しつつ実態把握に努めた。
- 平成 18 年 3 月 「地域社会の教育力を高めるために―その2―」（報告書）
前期の報告書で指摘された課題がどのように改善されたのか、ハード、ソフト両面から再検討し、家庭教育支援と生涯学習支援ネットワークの形成、情報発信について重点的に取り組むべき分野としてまとめた。
- 平成 20 年 3 月 「新しい形の地域コミュニティづくりを目指して
―学校支援活動をよりすすめるために―」（提言）
「開かれた学校の必要性」について再認識するとともに、地域の学校支援活動をさらにすすめていくための調査研究を実施し、学校支援活動等を実施している団体から聞き取り調査を行った。
- 平成 22 年 3 月 「小平市の教育施策における子供の居場所づくり事業の在り方について」（報告書）
子どもの居場所づくりに関する教育施策として、①放課後子ども教室推進事業、②学校施設開放（遊び場開放）事業、③土曜子ども広場事業について現場調査を行い、現状と課題を整理し、今後のあり方をまとめた。
- 平成 24 年 3 月 「地域力を高めるために 地域活動に関するアンケートにもとづいて」（報告書）
地域で活動をしている方、また、ほとんど活動したことがない方を対象に、地域活動に対する現状や意識についてアンケートを行い、その結果、地域力を高めるためには「生涯学習の充実」「高校・大学・企業との連携」「情報センターの設立」の3つの方策が必要であるとした。
- 平成 26 年 3 月 「地域力を高めるために 新たなステージを拓くための方策」（報告書）
前期研究の報告書「地域力を高めるために」を、より具体的に発展させるため、アンケート結果や自由記述欄の意見を参考に、地域力を高める方策として「生涯学習の推進」「人材発掘の場の事例」「地域の人材を活かすための方策」についてまとめた。

平成 28 年 3 月 「生涯学習支援ネットワークの構築に向けて」（報告書）

学校を拠点とする人材データベースについて、実際のデータベースの作成や事例の比較を通して、標準的フォーマットを検討した。さらに、人的資源の発掘や人材のネットワーク化の具体例を、いかに人材データベースの充実につなげていくことができるか考察した。

平成 30 年 3 月 「家庭の教育力を高めるために」（報告書）

おおむね就学前から小学校低学年を中心とする児童を持つ家庭を視野に、子どもの成長や保護者の学びを応援する場の提供について考え、家庭教育の支援の充実に向けて検討した。

（7） 委員個人の地域での活動例

社会教育委員が個人として地域で活動している主なものの列举した。民生児童委員や保護司、自治会長を務める者、特に学校関係や学校を活動の場とした団体関係者が多い。ここに記していない各種ボランティア活動や公民館サークルで活躍している委員もいる。

表 地域における活動内容（抜粋）

活動内容	人数
民生児童委員	1
保護司	1
自治会長	1
小・中・高等学校 学校運営協議会委員等	4
私立保育園 評議員・第三者委員	1
小・中学校の授業支援	3
小平市立中学校 学校支援コーディネーター	3
ケアタウン小平地域運営推進会議委員	1
小平市青少年対策地区委員会	3
小平市立小学校 放課後子ども教室スタッフ	1
登校時みまもりボランティア	1
地域防災を考える会	2
公民館事業企画委員	1
小平市中央公民館 学習支援ボランティア	1
元ボーイスカウトカブ隊	1
鈴木街道公園ボランティア	1
小平市子どもの権利条約普及推進事業企画委員	1

2 社会教育関連法令

(1) 社会教育法（抄）

（審議会等への諮問）

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員と公民館運営審議会委員との関係）

第16条 削除

（社会教育委員の職務）

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員の委嘱の基準に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省で定める基準を参酌するものとする。

(2) 文部科学省令（抄）

社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって参酌すべき基準を定める省令

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第18条の文部科学省で定める基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(3) 小平市社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定に基づき、小平市に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

(委嘱の基準)

第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱する。

(定数)

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、特別の事由があるときは、任期中においても解嘱することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第5条 特別の事項につき、必要あるときは、臨時に委員を委嘱することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し、必要な事項は、小平市教育委員会が定める。

(4) 小平市社会教育委員条例施行規則（抄）

(委任)

第1条 この規則は、小平市社会教育委員条例（昭和35年条例第4号以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(委員の構成)

第2条 条例第1条に規定する委員（以下「委員」という。）の構成は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|------|
| (1) 学校教育の関係者 | 3人以内 |
| (2) 社会教育の関係者 | 7人以内 |
| (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者 | 2人以内 |
| (4) 学識経験のある者 | 3人以内 |

第2章 アクティブに地域参加しないシニア層の理解のために

人生 100 年と言われる今、シニア世代の社会貢献活動を推進し、地域の活性化を図ることは、未来を担う子どもたちに、より豊かな生きやすい社会を伝えることが出来るであろう。高度経済成長を支えてきた人たちの経験は、その人にとっても地域社会にとっても貴重な財産である。

長く社会で働いてきた人たちの持つ厚みは、社会活動において親しみ易さや信頼感もあり、よりあたたかで心豊かな地域社会を作る。

全員参加型社会の構築を見据えた社会教育のあり方、特にアクティブ・シニア（元気高齢者）の社会参加を見据えた社会教育について、小平市の事例や他の自治体の事例を踏まえ考察した。



放課後子ども教室



花壇作りの様子



防災連絡会

1 地域デビューのきっかけ

職場中心の生活から、家庭に生活の場が移って、ゆっくり一日の時間の流れに身を任す、家族とのふれあい（会話）を楽しむ、読書、音楽鑑賞、庭いじりの趣味など、日頃からやりたかったことが出来る。

しかし、人生 100 年時代を生き生きと過ごすには、まず、自身の健康に留意する事、家族を思いやる事、世の中の流れ変化に敏感である事、そして生活の場である地域に目を向けてみることも求められている。

地域デビューのきっかけは例えば

- ・自分の好きなことを書き出す
- ・地域を歩いてみる
- ・趣味を生かす
- ・興味があることはまず参加してみる

そこには様々な人との出会いがある。高度経済成長を支えてきた人たちの人生経験は、人々に人間的な厚みをもたらす。お互いを認め合い共に歩むことにより、人々の人生を豊かにする。知識、経験、人となりを地域の中でいかし、各年代の人たち、特に子どもたちに伝えることは、次世代の人材育成（人づくり）、地域づくりに貢献できる。

また、その能力が他の人に役立つことが分かれば、自分にとって生きがいとなり「第二の人生」が開かれる。

2 経験とスキルを生かすための情報の収集

身近な人々とのつながりや、自治体のHP、広報誌（市報・社協だより）で情報を得ることが出来る。また、公民館、図書館、地域センターでも取得出来る。

- ①シルバー大学：中央公民館・・・学びながら仲間ができる
- ②シルバー人材センター・・・・・・健康で働く意欲のある方は人生で身に付けた知識、経験、スキルを就業として活かすことが出来る。
- ③こだいらを学ぶための人材情報カタログ（小平市教育委員会）
- ④市民活動団体データ集「むすぶ」（小平市民活動支援センターあすぴあ）
- ⑤こだいら居場所ガイドブック（小平市社会福祉協議会）
- ⑥「東京セカンドキャリア塾」「東京キャリアトライアル 65」

※東京都では平成 30 年から、シニアの就業機会拡大を目的として、65 歳以上の働く意欲のあるシニアを企業に派遣する事業に取り組んでいる（労働力不足を補うという側面もある）。シニアの方々には派遣先の企業で働くスキルを身に付けてもらい、企業にはシニアを雇用するノウハウを取得してもらうことで、働くシニアの活躍の場を広げている。

3 アクティブ・シニアの社会参加 ～小平市の事例から～

①積極的に動いて学校支援ボランティアをみつけた

家族からの働き掛け：退職後を考え、まず花植えに関わり青少年対策地区委員会活動へ

②趣味をいかして学校支援へ

囲碁、将棋、むかし遊び、うどん作りなど

③現役の時から社会参加

玉川上水を観光地に：世界遺産登録を目指して

弓道：老若男女への指導

剣道：小学校体育館で子どもとともに

野鳥観察：写真、旅行を仲間とともに

④A小学校で定年後の男性が地域・学校との関わるきっかけとなった約 100 人の方の例

○みまもりボランティア

- ・地域活動している家族が「みまもりボランティア」のチラシをテーブルの上に置いていた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 人
- ・登校時、孫を送って来ている人への声かけ・・・・・・・・・・ 2 人
- ・保護者からのすすめ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 人

○学習支援

- ・知人に依頼したら、夫が適任だと推薦されそれ以来 10 年以上少人数数学級で算数を教えている・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 人

○放課後子ども教室指導者

- ・常時利用しているお店の方からの推薦・・・・・・・・・・ 2 人
- ・すでに公民館活動をしている方への声かけ・・・・・・・・・・ 2 人
- ・指導者の方からの紹介、声掛け・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 人
- ・ボランティアをしている人の夫、花壇の整備、看板描き、絵手紙の落款（らっかん）作り等での協力・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 人

○青少年対策地区委員会

- ・家族が関わっている行事に参加しているうちに本部役員・・・・・・・・・・ 2 人

○その他

- ・野球、サッカー、バスケットボールの指導を継続している・・・・・・・・・・ 多数
- ・テニス仲間への声かけから、中学校の部活指導・・・・・・・・・・ 1 人
- ・趣味（うどん作り、将棋、囲碁）で学校支援・・・・・・・・・・ 多数

⑤問題解決型としての世代間交流の例

○公民館事業企画委員として、大学生が積極的に関わり新しい刺激を与えている。

○小平市仲町公民館で開催された講座「東京五輪 英語で小平の魅力を紹介」では、小平高校英語同好会の生徒が 10 名ほど講師として参加し、貴重な世代間交流の時間が実現した。

4 アクティブ・シニアの社会参加の促進

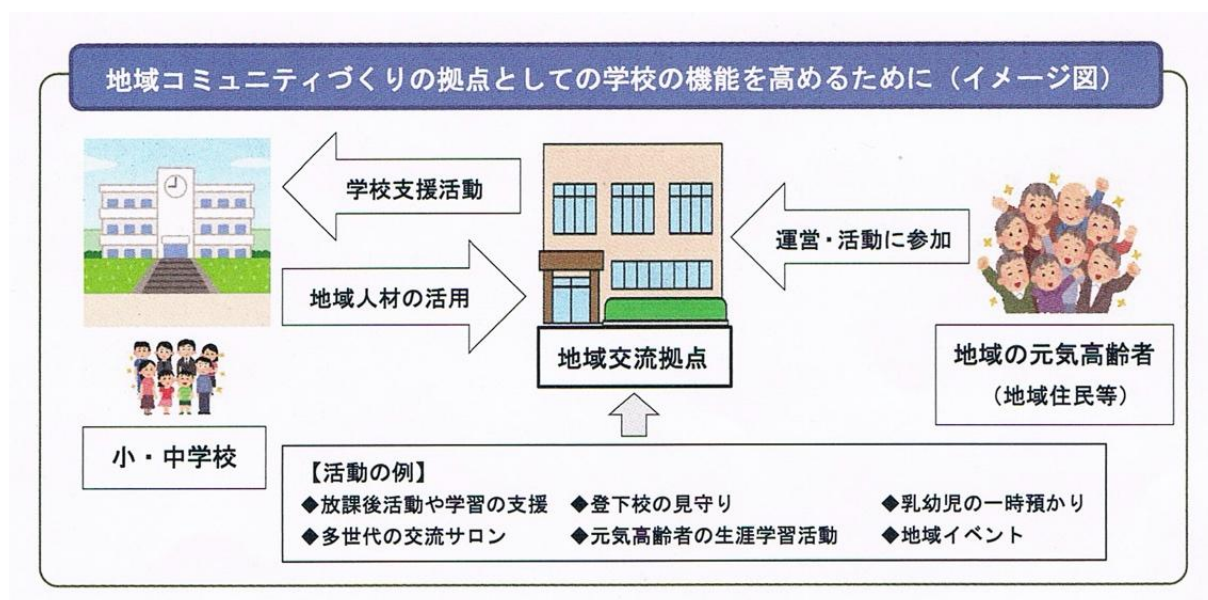
2017 年の高齢化率は 23.7%。そして 2030 年には 30%になると想定される中、高齢者の 45.9%が社会参加に関する活動をしていない。

高齢者の社会参加活動は、高齢者の健康維持・増進や生きがい作りをもたらし、子どもたちに「高齢者の存在をポジティブに捉えられる」「高齢者との交流活動に積極的になる」という効果をもたらす。

地域の子どもたちをすこやかに育て、地域の高齢者が生き生きと活躍する場として、徒歩圏内に自己実現の場「居場所」を確保することは地域社会にとって重要となる。

平成 31 年 2 月に東京都生涯学習審議会が公表した建議『「地域と学校の協働」を推進する方策について』では、アクティブ・シニアの社会参加を促進すると明示し、徒歩圏内に自己実現の場、社会参加の場として「学校」を提案している。

学校内に地域交流拠点を設けることにより、地域づくりや地域教育の担い手としてアクティブ・シニアの活躍の場がますます広がっていく利点もある。



地域交流拠点としての学校のイメージ

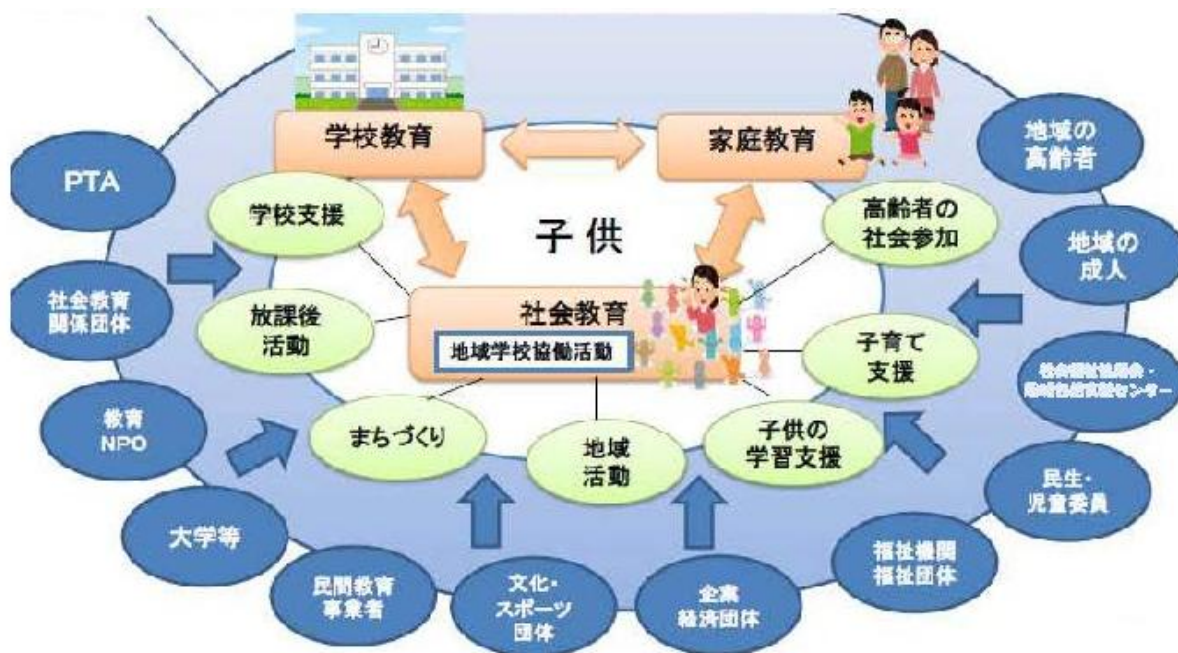
引用：とうきょうの地域教育No.136（令和元年7月19日）【特集】「Tokyo スクール・コミュニティ・プロジェクト」の展開

おわりに

「今後の社会教育事業の目指すべき姿」として、文部科学省「地域全体で未来を担う子どもたちたちの成長を支える仕組み（活動概念図）」が提示され、東京都が下記の図を示した。

【今後の社会教育事業の目指すべき姿】

～より多くの幅広い地域住民・団体が参画し、目標を共有し、「緩やかな地域ネットワーク」を形成～



引用：「地域と学校の協働」を推進する方策について－建議－ 平成31年2月 東京都生涯学習審議会

文部科学省「地域全体で未来を担う子供たちの成長を支える仕組み（活動概念図）」を参考に作成

社会教育は、子どもたちも含めた学校外での学びや生きがいが、人と人とのつながりを支え、人々の人生を豊かにする。

社会教育は人づくり、つながりづくり、地域づくりが基盤となる。社会教育委員は社会の動きや人々が何を求めているかを常にアンテナを張り、柔軟な発想で考えて行動することが求められる。

本報告書の発行にあたり、インタビューにご協力いただいた皆様、編集にご協力いただいた小平市教育委員会教育部地域学習支援課に、この場をお借りしてお礼申し上げる。

【資料】小平市社会教育委員の会議 自主研究審議経過

回	開催年月日	内 容
1	平成 30 年 6 月 26 日	座長決定、研究テーマ検討
2	平成 30 年 8 月 14 日	研究テーマ検討
3	平成 30 年 10 月 25 日	資料確認、意見交換
4	平成 30 年 11 月 15 日	資料確認、意見交換
5	平成 30 年 12 月 13 日	資料確認、意見交換
6	平成 31 年 2 月 14 日	資料確認、意見交換
7	平成 31 年 4 月 18 日	資料確認、意見交換
8	令和元年 6 月 20 日	意見交換、報告内容検討
9	令和元年 8 月 20 日	意見交換、報告書たたき台検討
10	令和元年 10 月 7 日	意見交換、報告書たたき台検討
11	令和元年 10 月 24 日	報告書まとめに向けた討議
12	令和元年 11 月 7 日	報告書まとめに向けた討議
13	令和元年 12 月 17 日	報告書まとめに向けた討議
14	令和 2 年 1 月 9 日	報告書まとめに向けた討議
15	令和 2 年 2 月 18 日	報告書内容検討

○平成 30・31（令和元）年度社会教育委員名簿

（平成 30 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日：五十音順）

生尾 光 （自主研究座長）

井戸 雅子

海老名 要一

大杉 和美

乙幡 俊之

北村 明美

小林 裕子

長谷部 はるみ

山口 有紀子（任期：平成 30 年 4 月 1 日～平成 30 年 10 月 31 日）

横澤 正世（自主研究副座長）

小平市社会教育委員の会議
平成 30・31（令和元）年度自主研究報告書（令和 2 年 3 月）
人生 100 年時代を見据えた小平市社会教育委員の在り方
—全員参加型社会の構築を目指して—

発行 小平市教育委員会教育部地域学習支援課
〒187-8701
東京都小平市小川町 2-1333
電話（042）346-9574（直通）